# 契 約 変 更 理 由 書

神戸市

| 工　事　名 | 舞子駅前バスロータリー再整備に伴う上屋(南側)設置工事 |
|---|---|

契約変更内容

１．令和５年１月 31 日から令和５年３月 24 日まで 52 日間の工期延期
２．交通誘導員配置の追加
３．溶接、膜設置、既存上屋撤去（第１、２工区）を夜間作業へ変更
４．仮設計画変更に伴う仮設通路の設置
５．インターロッキング高さ調整の追加
６．防風壁仕様変更
７．支柱フッ素塗装の取止め
８．地中障害物撤去の追加
９．照明下地の追加
10．歩道橋下土間復旧
11．既存外灯（第１工区）転倒防止の追加
12．仮囲い設置期間の変更
13．雨水排水管の仕様変更
14．既設分電盤から南側分電盤までの配線更新工事の取止め
15．南側分電盤の仕様変更
16．スポットライト設置工事の追加

契約変更理由

１．上屋基礎掘削時に既存外灯（第３工区）が転倒する恐れがあり、施工方法の検討に時間を要したため。
２．バス事業者からの要望による追加及び工期延期により追加を行う。
３．バス事業者との協議により、利用者の安全性を確保するため夜間工事に変更する。
４．バス事業者との協議により、利用者の安全性を確保するため仮設計画を変更する。
５．土木工事で施工予定だったが、工期延期により本工事の完了が遅れたため。
６．現場協議の結果、強度を保つため仕様の変更を行う。
７．施設管理者（交通局）から要望があったため。
８．当初想定していなかった地中障害物が確認されたため。
９．現場協議の結果、必要になったため。
10．土間下に地中障害物があり、撤去に伴い土間の復旧が必要になったため。
11．既存外灯（第１工区）が転倒する恐れがあったため。
12．工期延期により、仮囲い期間が変更になったため。
13．当初予定では施工が困難なため。
14．現地調査の結果、ケーブルの抜き替えが困難である事が判明し、ケーブルの絶縁抵抗も問題が無かったため、更新を取り止め、既設配線を流用する。
15．現地調査の結果、南側分電盤までの電源系統の見直しをおこない、自動点滅器・タイマー等の回路を組み込む必要が生じたため。
16．現地調査及び施設管理者（交通局）との協議の結果、施設利用者の安全性、利便性を向上させるため、スポットライトを４台増設する。

（公表様式第6号）